

～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

全人代、改定後の会社法を公表

全国人民代表大会（全人代。国会に相当）は2023年12月29日、改定後の会社法を公表しました。現行の会社法に比べ、一人株式会社の設立や電子営業許可証の法的効力を認めた他、出資財産の範囲について、従来の現金や現物、知的財産権、土地使用権に加え、株式や債権を追加しました。また、有限責任会社の登録資本金に5年間の払込期限を設けました。そして、授權資本制度や無償減資、種類株の導入、株主及び董事、監事、上級管理者の責任強化などに関する内容も追加しました。改定後の会社法は24年7月1日より実施します。

■ 直近の重要政策

貿易政策

- ✓ 『中国が輸出を禁止または制限する技術のリスト』の公表に関する公告
（商務部など、23/12/21）

産業政策

- ✓ 2024～2025年度の乗用車企業の平均燃費と新エネ車クレジットの管理関連事項に関する通知
（工業情報化部、23/12/28）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

全人代、改定後の会社法を公表

全国人民代表大会(全人代。国会に相当)は2023年12月29日、改定後の会社法¹を公表しました。現行の会社法に比べ、一人株式会社の設立や電子営業許可証の法的効力を認めた他、出資財産の範囲について、従来の現金や現物、知的財産権、土地使用権に加え、株式や債権を追加しました。また、有限責任会社の登録資本金に5年間の払込期限を設けました。そして、授權資本制度や無償減資、種類株の導入、株主及び董事(取締役)、監事(監査役)、上級管理者の責任強化などに関する内容も追加しました。債務負担が重く、出資構造が明瞭でない企業の整理を図る意図が伺えます。改定後の会社法は24年7月1日より実施します。

会社法の主な改定内容については、以下図表1をご参照ください。

【図表1】会社法の主な改定内容

| 条目 | 主な内容 | 備考 |
|------|--|----------------------------|
| 第10条 | <ul style="list-style-type: none"> 代表者を担当する董事もしくは社長が辞任する場合、代表者を同時に辞任するものと見なす。 代表者が辞任する場合、会社は代表者の辞任日から30日以内に新しい代表者を決めなければならない。 | 新規追加 代表者と会社の 責任分担を明記 |
| 第11条 | <ul style="list-style-type: none"> 代表者が会社の名義で行った民事活動について、その法的結果は会社が受ける。 会社定款もしくは株主会が代表者の職権にかけた制限は、善意の第三者に対抗できない。 代表者が職務の遂行により他人に損害を与えた場合、会社が民事責任を負う。会社は、民事責任を負った後、法律もしくは会社定款の規定に基づき、過失のある代表者に求償することが可能である。 | |
| 第23条 | <ul style="list-style-type: none"> 会社の株主が会社法人の独立的地位及び株主の有限責任を濫用し、債務を逃れ、会社の債権者の利益を著しく損なった場合は、会社の債務に対して連帯責任を負わなければならない。 株主が支配する2つ以上の会社を利用して前項の行為を実施した場合、各会社はいずれかの会社の債務に対して連帯責任を負わなければならない。 | 下線部分を追加 実務上の抜け穴 塞ぐ |
| 第24条 | <ul style="list-style-type: none"> 株主会及び董事会、監事会の開催・議決がオンライン方式を採用することが可能である。会社定款が別途規定する場合を除く。 | 新規追加 電子・オンライ ン方式を導入 |
| 第32条 | <ul style="list-style-type: none"> 登記機関は企業登記情報を国家企業信用情報公示システムで公開しなければならない。 | |
| 第33条 | <ul style="list-style-type: none"> 電子営業許可証は紙ベースの営業許可証と同じ法的効力を有する。 | 下線部分を追加 |
| 第26条 | <ul style="list-style-type: none"> 会社の株主会、董事会の招集手続、議決方式が法令規則もしくは会社定款に違反し、または決議の内容が会社定款に違反する場合、株主は決議を行った日から60日以内に、人民法院(裁判所)に取消を請求することが可能である。しかし、株主会、董事会の招集手続、議決方式に軽微な瑕疵がなく、決議に対して実質的な影響を与えない場合を除く。 株主会への参加を通知されていない株主は、株主会の決議が行われたことを知った、または知るべきであった日から60日以内に、人民法院に取消を請求することが可能である。決議を行った日から1年以内に取消権を行使しない場合は、取消権が消滅する。 | |
| 第28条 | <ul style="list-style-type: none"> 株主会、董事会の決議が人民法院により無効宣告、取消または不成立と確認された場合、会社が当該決議に基づき善意の第三者と形成した民事法律関係は影響を受けない。 | 新規追加 |

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202312/t20231229_433999.html

【図表1】会社法の主な改定内容（続き）

| 条 目 | 主 な 内 容 | 備 考 |
|---------|---|---|
| 第 43 条 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 有限責任会社設立時の株主は設立協議を締結し、会社設立過程における各自の権利と義務を明確にすることが可能である。 | 新規追加 |
| 第 44 条 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 有限責任会社設立時の株主が会社設立のために行った民事活動について、その法的結果は会社が受ける。 ▶ 会社が設立していない場合、その法的効果は会社設立時の株主が受ける。設立時の株主が2人以上の場合は、連帯債権を有し、連帯債務を負う。 ▶ 設立時の株主が会社設立のために自己の名義で民事活動を行って生じた民事責任について、第三者は会社か会社設立時の株主にその責任を負うよう要請することが可能である。 ▶ 設立時の株主が会社設立の職責の履行により他人に損害を与えた場合、会社もしくは無過失の株主は賠償責任を負った後、有過失の株主に求償することが可能である。 | 新規追加 |
| 第 48 条 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 金銭出資に加え、現物や知的財産権、土地使用権、株式、債権などの価値評価と譲渡が可能な非貨幣財産での出資も可能である。 | 下線部分を追加 |
| 第 50 条 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 有限責任会社の株主は会社定款の規定通りに出資金を払い込まず、または実際出資した非貨幣財産の価額が定款に記載された価額を大幅に下回る場合、設立時のその他の株主は金額不足の範囲内において当該株主と連帯責任を負う。 | 文言調整 |
| 第 47 条 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 有限責任会社の登録資本金については、登記機関に登録した株主が会社定款に基づき会社設立日から5年以内に全額払い込む。 | 新規追加 有限責任会社の資本金の払込期限を明記 |
| 第 51 条 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 有限責任会社が設立した後、董事会は株主の出資状況に対し審査を実施しなければならない。株主が期限通りに会社定款に定めた出資金を全額払い込まないことが判明した場合、会社は当該株主に催促書を発行し、出資金の払込を催促しなければならない。当該義務を遅滞なく履行せず、会社に損害を与えた場合、責任を負う董事は、賠償責任を負わなければならない。 | 新規追加 |
| 第 52 条 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 株主は会社定款に定めた出資期限までに全額を出資金を払い込まず、会社は催促書を発行する場合、催促書には猶予期間を記載することが可能である。猶予期間は催促書の発行日から起算して60日以上でなければならない。猶予期間が満了になっても、株主が出資義務を履行していない場合、会社は董事会の決議を経て当該株主に対し権利喪失通知書を発行することが可能である。 ▶ 権利喪失株主はその持分を譲渡し、または登録資本を相応に減少させ、抹消しなければならない。6カ月以内に譲渡または抹消しない場合、会社のその他の株主がその出資比率に基づき相応の出資金を全額払い込む。株主が権利喪失に異議がある場合、権利喪失通知を受領した日から30日以内に人民法院に訴訟を提起しなければならない。 | 新規追加 一定の移行期間を設けたが、持分譲渡しても、譲渡人が出資金不足分に連帯責任を負うため、期限までに資本金を十分に払い込めない会社は減資か解散せざるを得なくなる |
| 第 88 条 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 株主は出資期限までに持分を譲渡する場合、譲受人は当該部分の出資義務を負う。譲受人が期限通りに払い込まなかった場合、譲渡人はその譲受人が払い込まなかった部分に対して連帯責任を負う。 ▶ 会社定款に定めた出資期限までに全額を出資金を払い込まず、または出資する非貨幣財産の実際価額が定款に記載された価額を大幅に下回る株主が持分を譲渡する場合、譲渡人（当該株主）は金額不足の範囲内において譲受人と連帯責任を負う。譲受人が上記の情状の存在を知らず、かつ知るべきでなかった場合、譲渡人が責任を負う。 | |
| 第 266 条 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 本法実施前に既に設立登記した会社の出資期間は本法が定めた期限を超える場合、法令規則が別途規定することを除き、段階的に本法が定めた期限内に調整しなければならない。出資期間、出資額が明らかに異常である場合、登記機関は法に基づき当該会社に遅滞なく調整するよう求めることが可能である。具体的な実施弁法については国務院が規定する。 | |

【図表 1】会社法の主な改定内容（続き）

| 条 目 | 主 要 内 容 | 備 考 |
|---------|--|--|
| 第 53 条 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 会社設立後、株主は出資金を引き出してはならない。 ▶ 前項に違反する場合、株主は引き出した出資金を会社に払い戻さなければならない。会社に損害を与えた場合、責任を負う董事、監事、上級管理者は当該株主と連帯責任を負わなければならない。 | 下線部分を追加 |
| 第 54 条 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 会社が満期になった債務を弁済できない場合、会社もしくは当該債務の債権者は株主に対し、出資金の繰上げ払込を要請する権利を有する。 | 新規追加 出資金早期払込 関連規定を明記 |
| 第 57 条 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 株主は、会社定款、株主名簿、株主会会議、董事会会議と監事会会議の議事録及び財務会計報告を閲覧、複製する権利を有する。株主は会社の会計帳簿、会計証憑書類の閲覧を要請することが可能である。 ▶ 株主は上記の資料を閲覧するために、会計士事務所、法律事務所などの仲介サービス業者に委託することが可能である。 ▶ 株主が会社の完全子会社の関連資料の閲覧、複製を要請する場合は上記の規定が適用される。 | 下線部分を追加 閲覧対象に証憑 書類と完全子会 社の資料を追加 |
| 第 68 条 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 従業員数 300 人以上の有限責任会社は、董事会のメンバーに従業員代表（取締役）を置く必要がある。監事会が設置されており、その中に従業員代表がいる場合を除く。 | 新規追加 董事会に従業員 代表を設けなけ ればならない情 状を追加 |
| 第 69 条 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 有限責任会社は、会社定款の規定に基づき董事会において董事により構成された監査委員会を設置し、本法に定めた監事会の職権を遂行させ、監事会もしくは監事を設置しないことが可能である。董事会の従業員代表は監査委員会のメンバーになることが可能である。 | 新規追加 |
| 第 71 条 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 株主会は董事の解任を決議することができ、決議が行われた日に解任の効力が発生する。正当な理由なく任期満了前に董事を解任した場合、当該董事は会社に賠償を請求することが可能である。 | 新規追加 |
| 第 83 条 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 規模が比較的小さくまたは株主人数が比較的小さい有限責任会社は、監事会を設置せず、1名の監事を設置し、本法に定めた監事会の職権を遂行させることが可能である。株主全員の同意を経て、監事を設置しないことも可能である。 | 下線部分を追加 |
| 第 92 条 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 株式会社を設立する際、1名以上 200 名以下の発起人がいなければならず、そのうち半数以上の発起人が中国本土に住所を有していなければならない。 | 現行は 2 名以上 一人株式会社の 設立が可能 |
| 第 98 条 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 発起人は、会社の設立前に定款に記載された株式に応じて全額出資しなければならない。 | 新規追加 株式会社の発起 設立は全額出資 が必要 |
| 第 128 条 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 規模が比較的小さくまたは株主人数が比較的小さい株式会社は董事会を設置せず、1名の董事を設置し、本法に定めた董事会の職権を遂行させることが可能である。当該董事は社長を兼務することが可能である。 | 新規追加 小規模な株式会 社は監事会に加 え、董事会を設 置しないことも 可能 |
| 第 141 条 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 上場会社の持株子会社は、当該上場会社の株式を取得してはならない。 ▶ 上場会社の持株子会社が会社の合併、質権行使などにより上場会社の株式を保有する場合、保有する株式に対応する議決権を行使してはならず、遅滞なく関連上場会社の株式を処分しなければならない。 | 新規追加 相互出資の歪み 解消と資本構造 の整理を図る |
| 第 142 条 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 会社の株式は定款に基づき、額面株式、無額面株式のいずれかを採用することが可能である。 ▶ 無額面株式を採用する場合、株式の発行により得た金額の 2 分の 1 以上を登録資本金に計上しなければならない。 | 新規追加 無額面株式の発 行が可能 |

【図表 1】 会社法の主な改定内容（続き）

| 条 目 | 主 な 内 容 | 備 考 |
|---------|---|----------------------------------|
| 第 144 条 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 会社は、普通株に加え、優先株や劣後株、議決権種類株、譲渡制限株などを発行することが可能である。 | 会社が発行できる株式の範囲に優先株や種類株などを追加 |
| 第 147 条 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 会社が発行した株式は、株主の名義を記載しなければならない。 | マネロン対策の一環として、株主の氏名を記載しない株券の発行を禁止 |
| 第 152 条 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 会社定款もしくは株主会の授権により、董事会は 3 年以内に発行済み株式数の 50% を上限に新株の発行を決議することが可能である。非貨幣財産での出資は、株主会の決議を経なければならない。 | 新規追加 授權資本制度を導入 |
| 第 161 条 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 以下の情状のいずれかがある場合、株主会の関連決議に反対票を投じた株主は会社に合理的な価格でその持ち株の買い戻しを要請することが可能である。株式を公開発行した会社を除く。◇会社が 5 年連続で黒字であり、本法に定めた利益分配の条件を満たしているが、会社が 5 年連続で、株主に利益を分配していなかった、◇会社が主要財産を譲渡する。◇会社定款に定めた営業期間が満了し、または定款に定めたその他の解散事由が生じ、株主会は決議を経て定款を変更し、会社を存続させる。 ▶ 株主会の決議が行われた日から 60 日以内に、株主と会社が株式買戻し協議を達成できない場合、株主は株主会の決議が行われた日から 90 日以内に人民法院に訴訟を提起することが可能である。 ▶ 買い戻した株式は 6 カ月以内に譲渡し、または消却しなければならない。 | 新規追加 |
| 第 192 条 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 会社の支配株主、実質的支配者が董事、上級管理職に会社もしくは株主の利益を損なう行為を指示した場合、当該董事、上級管理職と連帯責任を負う。 | 新規追加 |
| 第 204 条 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 社債を公開発行する場合、当時の債券保有者のために債券保有者会議を設立し、目論見書において債券保有者会議の招集手続、会議規則及びその他の重要事項を規定しなければならない。債券保有者会議は、債券保有者と利害関係のある事項について決議を行うことが可能である。 ▶ 目論見書に別途約定がある場合を除き、債券保有者会議の決議は当時の全ての債券保有者に対して効力がある。 | 新規追加 |
| 第 205 条 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 社債を公開発行する場合、発行者は債券保有者のために債券受託管理人（カストディアン）を指名し、債券保有者に対する資金受取・弁済、債権保全、債券に関連する訴訟及び債務者の破産手続参加などの業務を担当させなければならない。 | 新規追加 |
| 第 212 条 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 株主会が利益の分配を決議した場合、董事会は株主会の決議が行われた日から 6 カ月以内に分配を実施しなければならない。 | 新規追加 |
| 第 225 条 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 資本準備金を取り崩し赤字の補填に充てた後、繰越欠損金を抱えた会社が繰越欠損金を登録資本金で穴埋めすることが可能である。しかし、株主への配当は禁止される。株主が出資金を払い込む義務も免除してはならない。 | 新規追加 無償減資を導入 |
| 第 240 条 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 会社が存続期間中に債務を発生させず、または全ての債務を弁済した場合は、株主全員の約定を経て、規定に基づき簡易手続で会社登記を抹消することが可能である。約定した内容が不実である場合、株主が抹消登記前の債務について連帯責任を負わなければならない。 ▶ 簡易手続で会社登記を抹消する場合、国家企業信用情報公示システムを通じて公告しなければならない。公告期間は 20 日を下回ってはならない。公告期間満了後、異議がない場合、会社は 20 日以内に登記機関に対し会社登記の抹消を申請することが可能である。 | 新規追加 簡易方式での抹消登記を導入 |

（会社法に基づき、中国アドバイザー一部作成）

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

貿易政策

『中国が輸出を禁止または制限する技術のリスト』の公表に関する公告

(原文: 关于公布《中国禁止出口限制出口技术目录》的公告)

商務部 科技部公告2023年第57号

商務部など2023年12月21日公表

【主要内容】

- 商務部は科学技術部と連名で、輸出規制対象の技術リストを公表した。20年版のリストに比べ、34項目を削除し、4項目を追加した他、37項目の修正を行った。項目数は従来の164項目から134項目になった。134項目のうち、禁止項目は24項目、制限項目は110項目。
- 削除した項目については、植物成長調整剤の製造技術など6禁止項目と、医療用診断機器及び設備の製造技術、画像認識の特徴抽出及び識別技術など28制限項目が挙げられる。
- 追加した項目については、ヒトのクローンとゲノム編集技術の1禁止項目と、農作物交配育種技術、バルク材の積卸・輸送技術、レーザー・レーダーシステム関連技術の3制限項目が挙げられる。
- 修正した項目については規制対象と技術パラメーターを調整した。漢方原料及び生産などの6禁止項目と、商品作物の栽培技術、非鉄金属の精錬・加工技術（レアアース関連）、大型高速風洞の設計・建設技術など31制限項目が規制対象に挙げられる。
- 制限項目について、経営主体は許可手続きに基づき輸出申請を行うことが可能である。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkzcfb/202312/20231203462079.shtml>

産業政策

2024～2025 年度の乗用車企業の平均燃費と新エネ車クレジットの管理関連事項に関する通知

(原文: 关于 2024—2025 年度乘用车企业平均燃料消耗量与新能源汽车积分管理有关事项的通知)

工信部通装函 [2023] 378 号

工業情報化部 2023 年 12 月 28 日公表

【主要内容】

- 工業情報化部は24～25年度の新エネ車クレジット比率の下限などを公表した。24年度と25年度の新エネ車クレジット比率の下限はそれぞれ、28%と38%に設定された。21、22、23年度はそれぞれ14%、16%、18%であった。
- 乗用車企業の新エネ車クレジット²が達しないといけない基準値（以下、基準値）=当年度のガソリン車の生産量もしくは輸入量×新エネ車クレジット比率の下限。
- 乗用車企業が新エネ車クレジットの基準値を計算する際、低燃費乗用車の生産量もしくは輸入量はその数量の0.2倍で計算する。
- 当年度の生産台数が2,000台以下であり、生産、研究開発と運営が独立性を持つ中国本土の乗用車メーカー、輸入台数が2,000台以下であり、海外乗用車メーカーから授権された乗用車輸入企業は、企業の平均燃費が前年度より4%以上低下する場合、その基準値を60%、2%以上、4%未満低下する場合、その基準値を30%引き下げる。
- 平均燃費マイナスクレジットの計算に際し、ブレーキエネルギー回収システム、高効率エアコンなど外気循環技術・設備を配備し、相応の省エネ効果がある車種について、燃費に一定額（累算可）の減算を行うことが可能である。具体的な実施方法については、付属資料に掲載された。

² 新エネ車クレジットの計算方法については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 669 号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0722-XF-0105.pdf>

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.mii.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2023/art_b8b5c4e2817c47fa9d6b7a4dce71a756.html

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2024 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。